

海田町
重層的支援体制整備事業
実施計画

令和7年度

海田町福祉保健部社会福祉課

目次

1	重層的支援体制整備事業を実施する背景.....	3
	(1) はじめに.....	3
	(2) 概念の整理（社会福祉法）.....	3
	ア 目指す姿 「地域共生社会」の実現.....	3
	イ 目指す姿を実現するための方針 「包括的支援体制」の整備.....	3
	ウ 実現するための手段 「重層的支援体制整備事業」の実施.....	4
	(3) 重層的支援体制整備事業の全体像（社会福祉法）.....	5
2	海田町における重層的支援体制整備事業の実施について.....	6
3	重層的支援体制整備事業実施計画の策定.....	7
	(1) 計画の位置づけ.....	7
	(2) 計画期間.....	7
4	重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制.....	8
	(1) 包括的相談支援の提供体制.....	9
	ア 障害者相談支援.....	9
	イ 生活困窮者自立支援事業.....	9
	ウ 利用者支援事業.....	9
	エ 地域包括支援センター（介護予防、高齢者に関する相談）.....	9
	(2) 多機関協働に関する体制.....	10
	(3) アウトリーチ等を通じた継続的な支援に関する体制.....	10
	(4) 参加支援に関する体制.....	11
	(5) 地域づくり支援に関する体制.....	11
	ア 地域介護予防活動支援事業（高齢者いきいき活動ポイント事業）.....	11
	イ 生活支援体制整備事業.....	11
	ウ 地域活動支援センター機能強化事業.....	12
	エ 地域子育て支援拠点事業.....	12
	オ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業.....	12
	(6) 重層的支援会議の実施について.....	13
5	重層的支援体制整備事業実施計画の推進体制と評価.....	14
	(1) 計画の推進体制.....	14
	(2) 評価サイクル.....	14

1 重層的支援体制整備事業を実施する背景

(1)はじめに

少子高齢・人口減少社会が到来し、支え合い機能の脆弱化や、地域の担い手不足等が進む中、地域社会の基盤の再構築も視野に入れて、対象者の属性を問わない相談支援や多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が令和3（2021）年4月より始まりました。

この事業の目標は、複雑化・複合化した地域住民の支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を整備することにより、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、互いを尊重し合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」をめざすものです。

海田町で行う重層的支援体制整備事業は、町全体の支援関係機関が既存の取り組みを活用して、「包括的な支援体制」を構築することによって、現在の「第4次海田町地域福祉計画」で目標とする「みんなが主人公！支え合うまち・海田～住民一人ひとりが主人公になって、安心して暮らし、幸せを感じる、支え合うまち・海田を作ろう。～」の実現をめざすものです。

※ 重層的支援体制整備事業とは

令和3（2021）年4月1日施行の改正社会福祉法において、「この法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業」とされています。（第106条の4第2項）

(2)概念の整理(社会福祉法)

ア 目指す姿「地域共生社会」の実現

社会福祉法第4条第1項で、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」とされています。

イ 目指す姿を実現するための方針「包括的支援体制」の整備

社会福祉法第106条の3において、市町村は「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。」とされ、市町村の努力義務となっています。

社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抜粋)

第106条の3 地域の実情に応じ、施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われるようにするための事項

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

ウ 実現するための手段「重層的支援体制整備事業」の実施

社会福祉法第106条の4において、「市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、(中略)厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。」とされ、市町村は、イの方針の具体的な取り組みとして「重層的支援体制整備事業を行うことができる法的根拠となっています。

上位概念

- ・【目指す姿】
- ・ **地域共生社会の実現**

中位概念

- ・【実現するための方針】
- ・ **包括的支援体制の構築**

具体的手法

- ・【実現するための手段】
- ・ **重層的支援体制整備事業の実施**

(3)重層的支援体制整備事業の全体像(社会福祉法)

社会福祉法に定められた重層的支援体制整備事業の各事業と海田町における取組の関係は、以下のとおりです。

社会福祉法106条の4第2項		重層的支援体制整備事業の各事業名	海田町における具体的な事業内容等
第1号	イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業	包括的相談支援事業	地域包括支援センターの運営（長寿保険課）
	ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業		障害者相談支援事業（社会福祉課）
	ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業		利用者支援事業（こども課）
	ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業		生活困窮者自立支援事業（社会福祉課）
第2号	地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業	参加支援事業	「相談窓口ひまわりキャッチ」（多機関協働事業等） （社会福祉課を中心として、海田町関連部署及び海田町社会福祉協議会で連携して実施）
第3号	イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの	地域づくり事業（注1）	地域介護予防活動支援事業（長寿保険課）
	ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業		生活支援体制整備事業（長寿保険課）
	ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業		地域活動支援センター機能強化事業（社会福祉課）
	ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業		地域子育て支援拠点事業（こども課）
第4号	地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	「相談窓口ひまわりキャッチ」（多機関協働事業等） （社会福祉課を中心として、海田町関連部署及び海田町社会福祉協議会で連携して実施）
第5号	複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業	多機関協働事業	「相談窓口ひまわりキャッチ」（多機関協働事業等） （社会福祉課を中心として、海田町関連部署及び海田町社会福祉協議会で連携して実施）
第6号	前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業	支援プランの作成（注2）	「相談窓口ひまわりキャッチ」（多機関協働事業等） （社会福祉課を中心として、海田町関連部署及び海田町社会福祉協議会で連携して実施）

（注1）生活困窮者支援等のための地域づくり事業は、第3号柱書に含まれる。

（注2）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

2 海田町における重層的支援体制整備事業の実施について

(1)海田町における複雑化・複合化するケースの顕在化について

日本では、人口減少が急速に進展する中、家族や就労の形態、ライフスタイルの多様化などにより、地域では、これまで以上に住民同士のつながりの希薄化が憂慮されるとともに、住民の抱える悩みや課題の複雑化・複合化したケースが年々増えてきています。

海田町においても、そのような複数の要素が影響して複雑化・複合化したケースが顕在化してきました。

また、海田町で令和6年度に実施した「令和6年度地域福祉に関するアンケート調査」においては、「毎日の暮らしの中での悩み」について、健康問題(自分の健康(1位 44.5%), 家族の健康(2位 37.7%)), 介護のこと(老後のこと(3位 32.2%), 介護のこと(7位 11.7%)), 子育て・教育のこと(6位 12.4%), 経済的なこと(5位 19.5%)などが上がっており、これらの「悩み」が同時に顕在化した場合、容易に「複雑化したケース」になりやすいことが想定されます。

(2)これまでの取り組み

海田町では、広報やホームページ、SNSを活用した情報発信によって地域福祉を支える心を培うための情報提供を始め、つながりと支え合いのための活動として民生委員児童委員協議会のあいさつ運動の支援、地域子育て支援センターでの集いの広場の開設、高齢者のフレイル予防に関する出前講座の実施、高齢者の社会参加を促進するいきいき活動ポイント事業など、様々な事業によって個別に地域福祉の向上に努めてきました。

しかしながら、より効果的に踏み込むためには、ケースそのものに対して組織が有機的に対応することが必要とされています。

(3)重層的支援体制整備事業への取り組み方針

(1)、(2)より、これまでの取り組みの有効な部分は活かしつつ、ケースの共有や手段・ノウハウの部署を越えた交流を増やすことで、より各課の窓口での有効な対応を行えるようにするため、多機関協働事業を中心として、重層的支援体制整備事業に取り組んでいきます。

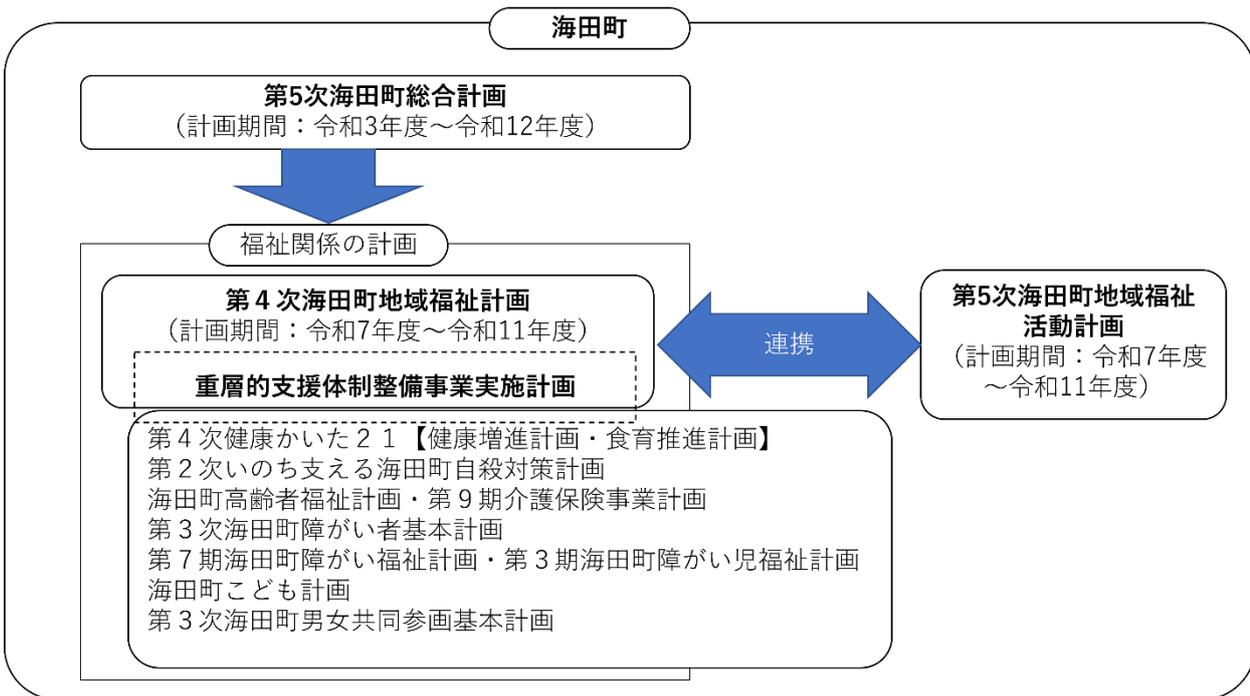
3 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

(1) 計画の位置づけ

社会福祉法第 106 条の 5 において、「重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。」と規定されており、本計画は、同法に基づき策定する市町村計画となります。

本計画の上位計画である「第 3 次海田町地域福祉計画」に地域共生社会の理念などの共通部分は記載されていることから、本事業の実施のために必要な固有の事項に特化した内容とします。

また、町の最上位である総合計画との整合を図り、地域福祉計画など各分野別の計画と 調和が保たれたものとし、海田町社会福祉協議会の地域福祉活動計画とも連携を図るものとし、



(2) 計画期間

本計画の実施期間は 1 年間とし、第 4 次海田町地域福祉計画期間（令和 7 年度～令和 11 年度）の間、毎年度実績等を勘案して見直しを行います。

計画の見直しにあたっては、第 4 次海田町地域福祉計画同様に、PDCA サイクルに基づき、実績に対する評価を行い、改善点を見つけ出したうえで取り組みを推進します。

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
海田町重層的支援体制整備事業実施計画	評価・改善	評価・改善	評価・改善	評価・改善	評価・改善	評価・改善
第 4 次海田町地域福祉計画		→				

4 重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制

厚生労働省により、重層的支援体制の実質的な実施については、以下のように通知されています。

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものである。

そのため、従来、分野（介護、障害、子育て、生活困窮）ごとの制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」（法第106条の8及び第106条9）として交付するものである。

（厚生労働省 重層的支援体制整備事業実施要綱（令和6年12月19日版）別添2 重層的支援体制整備事業の枠組みについて 1 重層的支援体制整備事業の枠組み より）

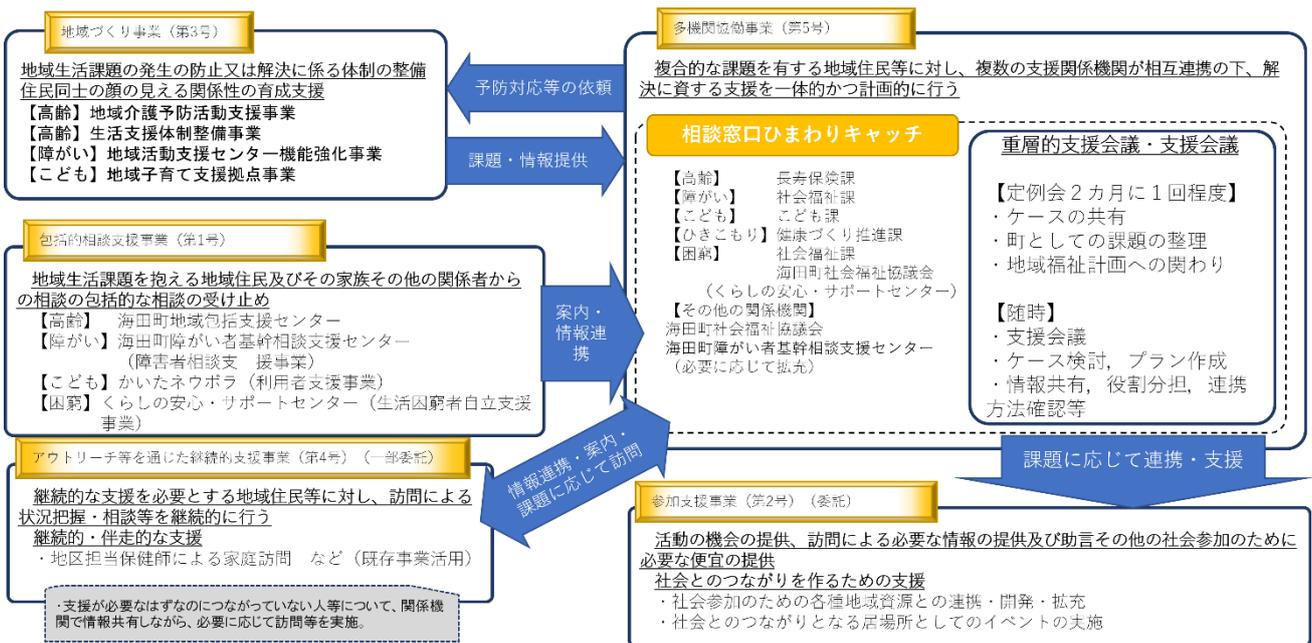
上記より、重層的支援体制整備事業は、既存の取組に対して「一体的に実施するための新規事業」を加えて、既存事業と一体として実施することが求められています。

海田町においても、既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限に活用しながら、包括的支援体制の構築のために、「重層的」という言葉であらわされるように、一体的に行う5つの事業がそれぞれ連携し、「重なり合う」ことで、1つでは支えられなくても全体で受け止められる「誰ひとり取り残さない体制」を構築していきたいと考えています。

具体的には、新規事業を中心として既存事業を相互に連携させることで、一体的に有効な事業実施を目指していきます。

図 海田町において行う重層的支援体制の各事業の実施体制

海田町の考える重層的な支援体制（全体図）



次頁より、各事業についての具体的な提供体制について記載していきます。

(1) 包括的相談支援の提供体制

海田町における包括的相談支援は、幅広く各分野の相談に対応する海田町社会福祉協議会「福祉なんでも相談窓口」と併せて、障がい者の福祉（社会福祉課・海田町障がい者基幹相談支援センター）・生活困窮（社会福祉課）・ひきこもり（健康づくり推進課）・子育て支援、子どもの福祉（こども課）・高齢者の福祉、介護（長寿保険課）の各分野に窓口を設け、それぞれが連携・協働しながら支援を行います。

窓口	主な相談対応	場所
社会福祉課	生活困窮，障がい福祉，DV	海田町役場 2 階
こども課	こども福祉，子育て支援	海田町役場 2 階
長寿保険課	高齢者福祉，介護予防	海田町役場 2 階
健康づくり推進課	ひきこもり	海田町役場 2 階
海田町社会福祉協議会 「福祉なんでも相談窓口」等	（範囲を定めず，多機関と連携して相談対応）	ひのうらセンター
海田町障がい者基幹相談支援センター	障がい福祉	堀川町 4 番 12 号

各分野の連携がイメージしやすいよう、対応窓口には「相談窓口ひまわりキャッチ」という名称を付け、窓口に三角ポップを設置して、利用者が相談しやすい環境を整備しています。

ア 障害者相談支援

支援対象者：障がいのある人及びその家族等

設置形態及び窓口の場所：

【直営】海田町役場 2 階（7 番窓口） 社会福祉課障がい福祉係

【委託】堀川町 4 番 12 号「海田町障がい者基幹相談支援センター」

（特定非営利活動法人 FOOT&WORK に委託）

イ 生活困窮者自立支援事業

支援対象者：生活に困窮している人や生きづらさを抱える人及びその家族等

設置形態及び窓口の場所：

【委託】ひのうらセンター「海田町くらしの安心・サポートセンター」

（海田町社会福祉協議会に委託）

ウ 利用者支援事業

支援対象者：子ども及びその保護者，家族等

設置形態及び窓口の場所：

【直営・こども家庭センター型】海田町役場 2 階（6 番窓口） こども課

【直営・こども家庭センター型兼基本型】こうわシンギュラリティ高校ひまわりプラザ

エ 地域包括支援センター(介護予防, 高齢者に関する相談)

支援対象者：高齢者とその家族等

設置形態及び窓口の場所：

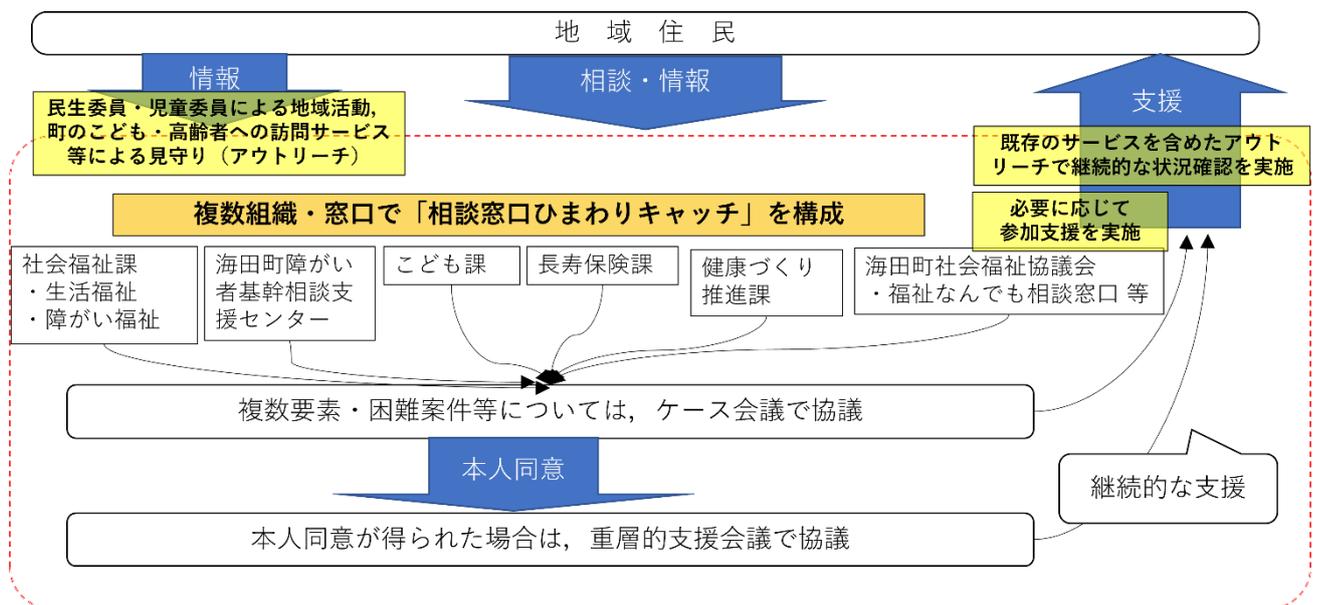
【直営】海田町役場 2 階（4 番窓口） 長寿保険課地域包括支援係

(2)多機関協働に関する体制

海田町福祉保健部各部署と海田町社会福祉協議会において、「相談窓口ひまわりキャッチ」として、包括的相談支援や地域づくり事業等から得られた情報によって判明した案件に対応します。このとき、各機関だけでは対応が困難な場合は、ケース会議（社会福祉法第 106 条の 6 に規定される支援会議等として位置づけます。）を開催し、多機関における情報共有・協働を図ります。

社会福祉課社会福祉係と海田町社会福祉協議会を主催として重層的支援会議を開催し、各ケース会議で十分に対処しきれないケースで本人同意が得られたものや、現在のやり方では対応が難しい構造的な課題の洗い出しなどを行い、多機関協働の効果的な稼働と改善を行うための調整を行います。

海田町 重層的支援体制整備事業の体制図（多機関協働事業等）



多機関協働構成部署・組織：

- 海田町福祉保健部各課（社会福祉課，こども課，長寿保険課，健康づくり推進課）
- 海田町社会福祉協議会
- 海田町障がい者基幹相談支援センター

(3)アウトリーチ等を通じた継続的な支援に関する体制

町内の小学校区ごとの地区担当保健師や民生委員・児童委員，地域包括支援センターなどが，既存のサービスによる訪問や地域活動に合わせてアウトリーチ等の手法を用いて，支援が必要なのに届いていない人や世帯に対して，「相談窓口ひまわりキャッチ」などを含めた必要な相談支援につなぎます。

あわせて，包括的相談支援事業の各機関においても，必要に応じてアウトリーチ等により相談支援を行います。

事業対象者：支援が必要であるにもかかわらず届いていない人及び世帯等

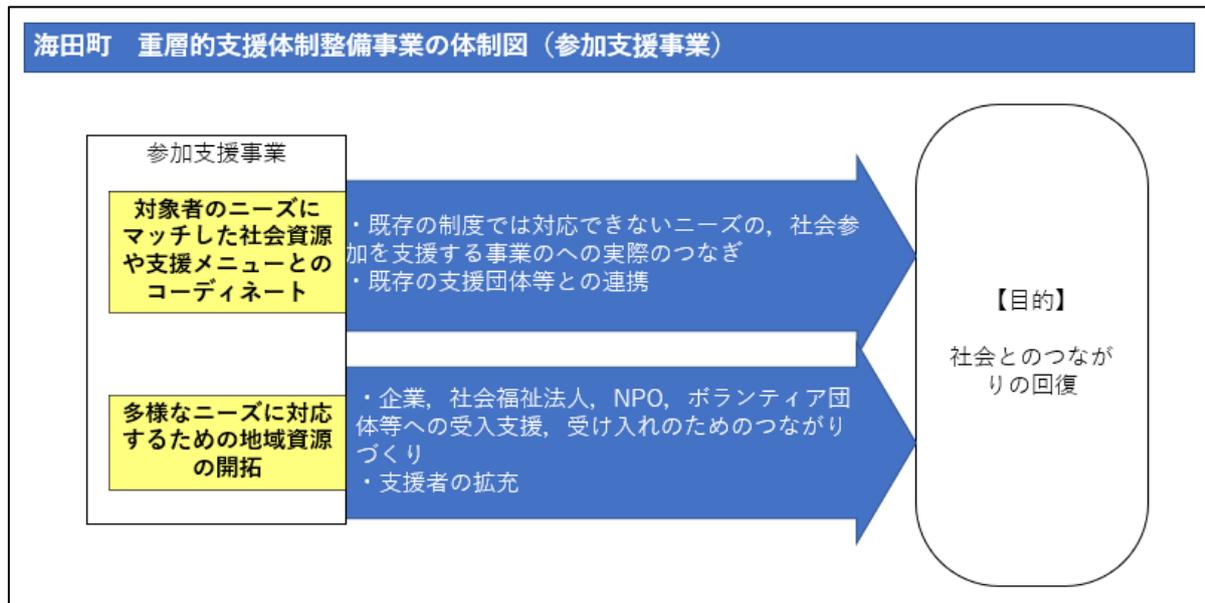
実施方法：

- 直営：包括的相談支援事業の一環として実施
- 委託：海田町社会福祉協議会

(4)参加支援に関する体制

既存の制度では対応できないニーズに対して、地域における社会資源との調整、活用及び開発を行い、社会とのつながりを構築し、社会参加につなげます。併せて、既存の社会資源等の調整、活用及び新たな社会資源等を開発してニーズに対応した支援メニューを増やします。

また、地域や受け入れ先が想定される企業・団体等との連携構築や定着に向けた支援及び受け入れ先等のフォローアップも行います。



事業対象者：何らかの理由で社会とのつながりが薄く、既存の支援では対応できない狭間のニーズを有し社会参加が必要と思われる人や世帯等。

実施方法：直営：包括的相談支援事業者が事業の一環として実施
委託：海田町社会福祉協議会

(5)地域づくり支援に関する体制

ア 地域介護予防活動支援事業(高齢者いきいき活動ポイント事業)

実施体制：【直営】海田町役場 2 階 (4 番窓口) 長寿保険課

実施内容：

町内の 65 歳以上の高齢者が自らの健康づくりや地域支援のために行う活動に対しポイントを付与し、そのポイント数に応じて奨励金を支給することで活動を奨励する。

イ 生活支援体制整備事業

実施体制：【委託】ひのうらセンター 海田町社会福祉協議会

実施内容：

地域の多様な主体の連携のもと、住民が担い手として参加する住民主体の相互支援活動を促し、高齢者等の日常生活を支える重層的な生活支援・介護予防体制づくりと高齢者等の社会参加を促進させるため、生活支援コーディネーターを配置し、以下の事業を実施する。

ネットワーク構築 関係者間の情報共有，地域づくりにおける意識の共有，生活支援等の連携体制づくり

資源開発 地域ニーズ及び社会資源の把握，地域に不足する生活支援等の創出，生活支援等の担い手の養成等

ニーズと取組のマッチング 地域の支援ニーズと生活支援等の活動とのマッチング

ウ 地域活動支援センター機能強化事業

実施体制：【委託】地域活動支援センター

実施内容：

地域活動支援センターの基本事業として利用者に対し創作的活動，生産活動の機会の提供等の支援を行う基礎的事業に加え，以下の事業を実施する。

Ⅱ型 地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し，機能訓練，社会適応訓練，入浴等のサービスを実施する。

Ⅲ型 地域の障害者のための援護対策として，小規模作業所の事業の実績をおおむね5年以上有し，安定的な運営が図られている事業所にてサービスを実施する。

協定事業所：

- ・障害者デイサービスセンターエバーグリーン（Ⅱ型）
- ・地域活動支援センターワイワイハウス（Ⅲ型）
- ・ミルキーハウス（Ⅲ型）

エ 地域子育て支援拠点事業

実施体制：【直営】海田児童館，海田東児童館（町民センター内），こうわシンギュラリティ高校ひまわりプラザ

実施内容：

次世代を担う子どもが健やかに育つ環境を形成するため，子育て中の親子が集い，育児相談や親子のふれあい遊び等の実施し，親子の子育てを支援する。

- ・ままたいむ
- ・親子教室
- ・おしゃべり広場
- ・相談事業
- ・つどいの広場事業

オ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

実施体制：【委託】ひのうらセンター 海田町社会福祉協議会

【直営】海田町役場2階（7番窓口） 社会福祉課

実施内容：

町の取組や包括的支援体制などチラシを活用して情報発信を行い，生活困窮者等からの相談に包括的に対応しつつ「つながりと支え合いの活動づくり」を行う。

- ・上記のほか，つなひま会の開催（【委託】）等

(6)重層的支援会議の実施について

多機関協働事業者（海田町福祉保健部社会福祉課及び海田町社会福祉協議会）が中核となって実施する。

本人同意を得た複雑化・複合化した課題について、ケース会議で対応困難なケースの協議のほか、重層的支援体制整備事業全体において、現在の体制・手順では対応できない課題の洗い出しなど、事業全体のコーディネートも行う。

【重層的支援会議構成員】

社会福祉課（重層的支援体制整備事業担当1名，生活困窮担当1名，障がい福祉担当1名）

こども課（こども福祉担当1名，子育て支援担当1名）

長寿保険課（高齢者福祉担当2名）

健康づくり推進課（ひきこもり，健康関連業務担当計2名）

海田町社会福祉協議会（運用担当，窓口担当及びアウトリーチ・参加支援等担当等計3名）

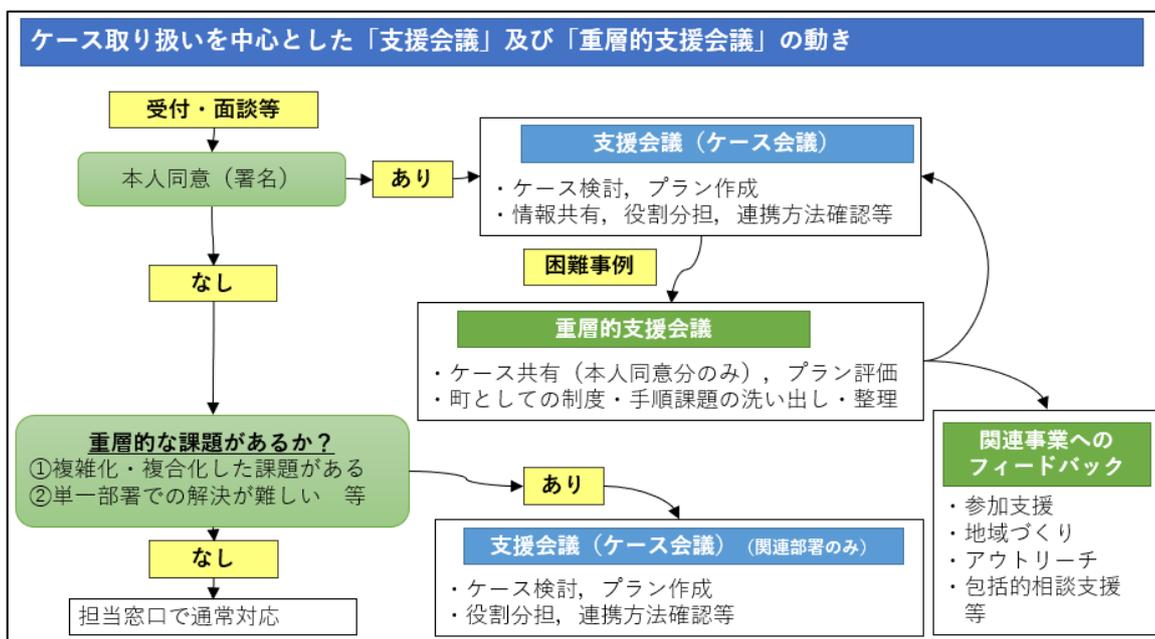
海田町障がい者基幹相談支援センター（管理者，専門的職員，地域生活支援拠点職員計3名）

【重層的支援会議の開催頻度】

- ・2か月に1度（定例開催：長期継続ケースの確認，多機関協働手法の課題洗い出し等）
- ・その他支援プラン等の作成及び評価が必要な時（臨時開催）

【重層的支援会議所管課】

- ・海田町福祉保健部社会福祉課



5 重層的支援体制整備事業実施計画の推進体制と評価

(1)計画の推進体制

定期的を開催する重層的支援会議において進捗状況や方向性を確認していき、改善について検討する体制を整えます。

(2)評価サイクル

PDCA サイクルに基づき、実績に対する評価を行い、改善点を見つけた上で取り組みを推進します。

また、計画の修正・更新を行う際においては、地域福祉法第 106 条の 5 第 2 項に基づき、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるため、パブリックコメントを行うこととします。

